

令和5年度社会福祉法人白岡市社会福祉協議会 福祉活動助成金交付要項

1 趣 旨

この要項は、「社会福祉法人白岡市社会福祉協議会福祉活動助成金交付規程」に基づき、令和5年度に、市内において社会福祉の向上及び社会福祉の増進のためにおこなう福祉活動を実施する団体の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付し、もって当該団体の福祉活動を育成・支援することを目的とする。

2 財 源

この財源は、社会福祉法人白岡市社会福祉協議会に賛同、協力していただいた会費及び寄付金とする。

3 対象団体

次の各号の要件を満たした社会福祉を目的とした団体とする。

- (1) 市内を中心に活動し、市民を主な対象として事業を行う団体とする。
- (2) 会則などを定めて継続的に活動する法人格を有さない団体とする。
- (3) 年度を定め、継続した会計を行う団体（年度ごとの事業計画と会計予算の作成及び、事業報告と会計決算を行うこと）とする。
- (4) 白岡市社会福祉協議会の資金を財源とする助成を受けていない団体とする。
- (5) 前年度に、福祉活動助成金の交付を受けていない団体（継続期間中の団体は除く）。

4 対象事業

助成を受けることにより活動内容の充実が図られ、より活発な活動が期待され、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、同一事業に対する助成は最長3年間とし、継続を希望する場合も再度申請・審査を行うものとする。

- (1) 高齢者福祉の向上を図るための事業
- (2) 児童の健全育成や子育て支援に関わる事業
- (3) 障害者の社会参加や自立を支援する事業
- (4) 自主的な社会福祉・地域福祉事業

5 対象経費

助成対象事業の実施に要する経費とし、1団体につき1事業とする。

ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。

【対象外】

- (1) 食糧費、宿泊費、入場料等個人に関わる経費
- (2) 団体の運営経費、団体に所属する者に対する報酬等
- (3) その他 事業に関係ない経費
- (4) 福祉活動助成金審査委員会にて認められない経費

6 助成額

助成額については次の各号の要件を満たしたものとする。

- (1) 1年度につき1団体5万円を上限とする。
- (2) 助成額は対象経費の不足分とし、かつ申請団体は事業経費の1／4以上を会費等の自主財源により確保することとする。

7 申請の方法

次の各号に定める書類を、社会福祉法人白岡市社会福祉協議会会長あてに提出する。

- (1) 福祉活動助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請事業実施計画書（添付資料含む）
- (3) 申請団体会則
- (4) 事業実施年度事業計画及び前年度事業報告
- (5) 事業実施年度收支予算書及び前年度收支決算書
- (6) その他、会長が必要とした書類

8 審査決定の時期並びに事業の実施時期及び申請期限

審査は次のとおり行い、所定の期日までに申請するものとする。

令和4年度事業助成決定： 令和5年6月下旬

事業実施時期： 令和5年7月1日から令和5年3月31日まで

申込期限： 令和5年5月20日まで

9 審査

福祉活動助成金を申請した団体は、「福祉活動助成金審査委員会」（令和5年6月予定）に出席し、提出書類等の説明を行うものとする。